

Human Prime 通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
 株式会社ヒューマン・プライム
 東京都中央区日本橋人形町1-18-9
 ATビル5F 〒103-0013
 TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
 MAIL. info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

確認事項に睡眠不足の [有無]を追加

今回の通信では、自動車運送事業法などに基づく省令を改正し、今年6月から施行されたバス、トラック、タクシーの乗務員の睡眠不足による乗務禁止に関する記事をピックアップしました。



国土交通省は乗務員の睡眠不足に起因する事故を防止する為に、従来の乗務前や途中の点呼項目に睡眠不足のチェックを追加し、他の項目と同様に該当した場合には乗務を禁止する改正を行いました。

【改正のポイント】

- 乗務をさせてはならない事由に「睡眠不足」を追加
- 乗務前や途中の点呼で、報告を求め確認を行う下記の事項に「睡眠不足の有無」を追加
 - ・日常点検とその結果
 - ・酒気帯びの有無
 - ・疾病、疲労等の有無
 - ・睡眠不足の有無
- 乗務員が遵守する事項として、睡眠不足により安全な運転が出来ないおそれがあるときは、その旨を事業者申し出る事を追加
- 点呼時の記録事項として「睡眠不足の状況」を追加
- 事業者が乗務者に対して行う指導及び監督の内容として、睡眠不足が交通事故を引き起こすおそれがあることを理解させること及び理解させる一助として具体的な説明の追加

※乗務が禁止になる睡眠不足の判断基準は乗務者によって必要な睡眠時間に個人差がある為、睡眠時間が何時間以下の場合には乗車させてはならない等の一律基準はありません。その為、点呼の際に乗務者からの申告の他、普段と違う様子はないかを総合的に判断して決定します。

国土交通省は今回の改正を事故防止だけでなく、「働き方改革を進める観点から睡眠時間確保について事業者の意識を高めるため」と発表していましたが、睡眠時間に関する問題を解決する方法であれば、今回の乗務禁止ではなく勤務間インターバル制度の義務化などが必要だと感じました。

●勤務間インターバル制度とは…勤務の終了時間と翌日の開始時間を、一定時間あける事により休息時間を確保する仕組みで長時間労働の是正に効果があります。

運送業

睡眠不足時の乗務禁止に

国土交通省は、バス、トラック、タクシーの運転者の睡眠不足に起因する事故を防止するため、今年6月から睡眠不足の運転者の乗務を禁止する。乗務禁止は事業者の義務で、乗務前点呼時に睡眠不足の有無をチェックする。必要な人員が乗務禁止にならないよう、事業者にとっては、睡眠時無呼吸症候群(SAS)への対処や、長時間労働削減の取組みが重要になる。

「睡眠不足により安全な運転を確保することができなくなる恐れがある」と追加する。

今週の視点

点呼で状況チェック SASや過労対策が重要

労働新聞紙面より
5月28日付

SASや過労対策が重要

実施できないような運行上やむを得ない場合には、電話や業務無線などでの実施を認める。点呼で睡眠不足の有無を確認せず乗務させた場合、途中点呼時における記録を省令の関連通達において、事業者が車面停止など違反などに該当し、行政処分を受けることになる。睡眠不足の感じ方には個人差があり、睡眠の質にも影響があり、睡眠不足によって安全な運転が出来ないおそれがあるときは、その旨を事業者申し出る事を追加する。

このため、事業者においては、睡眠不足を発生させないような労働時間管理・健康管理が不可欠だ。治療に導くのが重要だ。事業者団体が実施している助成制度を活用し、早期発見のためのスクリーニング検査を積極的に実施すべきだ。

睡眠不足に陥るような長時間労働の解消も必須となる。トラック運送業などの取組みが着実に進むことを期待する。

改正省令では、事業者が点呼において、報告を求め、確認を行う事項に、乗務員を乗務させてはならない事由に「睡眠不足」を追加する。6月1日に施行される。さらに、事業者が乗務員の乗務前や途中に行う点呼において、報告を求め、確認を行う事項に、乗務員を乗務させてはならない事由に「睡眠不足」を追加する。

改正省令では、事業者が点呼において、報告を求め、確認を行う事項に、乗務員を乗務させてはならない事由に「睡眠不足」を追加する。6月1日に施行される。さらに、事業者が乗務員の乗務前や途中に行う点呼において、報告を求め、確認を行う事項に、乗務員を乗務させてはならない事由に「睡眠不足」を追加する。

改正省令では、事業者が点呼において、報告を求め、確認を行う事項に、乗務員を乗務させてはならない事由に「睡眠不足」を追加する。6月1日に施行される。さらに、事業者が乗務員の乗務前や途中に行う点呼において、報告を求め、確認を行う事項に、乗務員を乗務させてはならない事由に「睡眠不足」を追加する。